

5 いも類の貿易

(1) いも類の関税番号について

ア かんしょ

横浜税関業務部・鹿児島税関支署等からの聞き取り

分類及び名称（貿易月報の表記）	説明（横浜税関からの聞き取り）
0714.20 かんしょ 0714.20-100 冷凍したもの (12%) 0714.20-200 その他のもの (12.8%)	かんしょを冷凍したものすべてであり、全形、カット、ペーストなど形状を問わない。 また、生鮮品を冷凍するのみならず、表面をあぶった（中まで火が通っていない）かんしょを冷凍したものも含む（火が中心まで通ったかんしょを冷凍したものは除かれる）。ただし、味付けした場合など調製品とみなされるものは、他の分類になる。なお、保存料の添加や砂糖を使っている場合でも品質保持のために添加する場合は味付けとはみなさない。 原則として冷凍品以外すべてであり、全形、全片、断片、パルプ状など形を問わないが、乾燥粉末の場合は、1106.20-200に分類される。
2008.99 調製した果実のうちその他のもの 2008.99-251 調製したかんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のものと及び断片状のものに限る。）(12%)	いわゆる干しいも（蒸し切り干し・乾燥いも）で、一般的に冷凍して輸入される。2002年1月から新たに分類。
(参考) 1106.20 サゴやし又は根若しくは塊茎の乾燥粉及びミール 1106.20-200 その他のもの (21.3%) 2008-99-219 調製した果実(砂糖を加えたもの)(その他のもの)(16.8%) 2008-99-227 調製した果実(砂糖を加えてないもの)(パルプ状のもの)(その他のもの)(21.3%) 2008-99-259 調製したその他の果実(砂糖を加えてないもの)(パルプ状のものを除く。)(その他のもの)(12%) 1212.99 その他の植物性生産品（他の項に該当するものを除く）	この項はカッサバ芋とその他に分けられており、かんしょはその他に含まれているがかんしょだけの数量は不明。 大学いも(加糖)、いもかりんとうを含むが、かんしょ調製品だけの数量は不明。 スイートポテトのうちタルト状のものを含むが、かんしょ調製品だけの数量は不明。 焼酎原料用冷凍蒸しいも、スイートポテト(ペースト状)、大学いも(無糖)及びいもかりんとう(素揚げのみ)を含むが、かんしょ調製品だけの数量は不明。 かんしょの食用茎葉を含むが、かんしょ茎葉だけの数量は不明。

イ ばれいしょ

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明（ことわりなければ関税率表解説）
0701.10-000 種ばれいしょ（生鮮又は冷蔵したもの）（3%）	種ばれいしょとは、主務政府機関で繁殖用のものとして証明されたばれいしょのみをいう。
0701.90-000 ばれいしょ（生鮮又は冷蔵したもの）（4.3%）（種ばれいしょを除く）	生鮮又は冷蔵のすべてのものを含む。
0710.10-000 冷凍したばれいしょ（調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの）（8.5%）	この項の冷凍野菜は工業的レベルで急速凍結方法によって得られる。従って、解凍したときに生鮮のものと同じ外観を実質的にとどめている。 冷凍する前に塩又は砂糖を加えた野菜もこの項に含まれる。ただし、他の方法により調理をした野菜（20類）又は調製したミールのように他の材料とともに調製したものは含まれない。
0712.90-050 ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く）（乾燥したもの）（12.8%）	生鮮のばれいしょの塊茎を前処理（水洗・剥皮し、さいの目状に切断し、これを熱湯に3～4分浸し、水で冷やす）した後、移動式金網上で乾燥したもので、酵素活性は失われ、でん粉はほとんどアルファ化している。本品を食用に供するには15～20分煮沸する必要がある。 （関税分類例規集）
1105.10-000 ばれいしょの粉及びミール（20%）	この項は粉（又は粉末）、ミール、フレーク、粒状で提示される乾燥ばれいしょに適用する。
1105.20-000 ばれいしょのフレーク、粒及びペレット（20%）	この項の粉（又は粉末）、フレーク及び粒は、生鮮ばれいしょを、蒸煮し、つぶし、次いでそれを乾燥して得られる（細かな粉又は粒もしくは小さなフレーク状に切った薄いシート状のもの）。ペレットは通常、ばれいしょの粉、ミール又は小片を固めることにより得られる。 これらは、極少量の酸化防止剤、乳化剤又はビタミンが添加されることがある。 ただし、他の物質を加えたばれいしょ調製品の特性を有する物品は含まない。 なお、単に乾燥、脱水したばれいしょでそれ以上の加工がなされていないものは含まない。 ばれいしょでん粉及びばれいしょでん粉から製造したタピオカ代用品も含まない。 成型ポテトチップの原料となる。

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明（ことわりなければ関税率表解説）
1905.90 ベーカリー製品のうちその他のもの 1905.90-314 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの(加糖)（9%） 1905.90-323 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの(無糖)（9%）	いわゆる成型ポテトチップスなどで加糖と無糖で分類が分かれる。2002年1月から新設。 元は2005.20-220に含まれていた。
2004.10 調製したばれいしょ（冷凍） 2004.10-100 ばれいしょ（単に加熱により調理したもの）(8.5%) 2004.10-210 マッシュポテト(13.6%) 2004.10-220 その他のもの(9%)	例えば フレンチフライ (油で調理し又は半調理した後に冷凍したもの) 味付けされたもの。例えば、冷凍コロッケの中味、冷凍ジャーマンポテト、イモ団子等の半製品が該当する。（財務省関税局業務課から聞き取り。）
2005.20 調製したばれいしょ（非冷凍） 2005.20-100 マッシュポテト及びポテトフレーク(13.6%) 2005.20-210 気密容器入りのもの (容器ともの重量が10kg以下のものに限る。) (12%) 2005.20-220 その他のもの (9%)	気密容器とは、容器の内圧と外圧が異なっても空気を完全に遮断できる容器のこと。 缶詰、瓶詰、つぼ詰、チューブ入り、袋詰などがある。（関税分類例規集） 袋入りポテトチップ製品も含まれる。 例えば、ばれいしょの粉、食塩及び少量のグルタミン酸ソーダから作った薄い長方形のタブレット状物品で、連続的に湿潤と脱水を行うことにより部分的にデキストリン化したもの。数秒間油で揚げた後に、「チップ」として食用に供される。